

大切な命を守るために、できることを

緑化推進と地震など防災に役立てるため、いけがきの設置を奨励しています

上級救命講習会を開催します!!

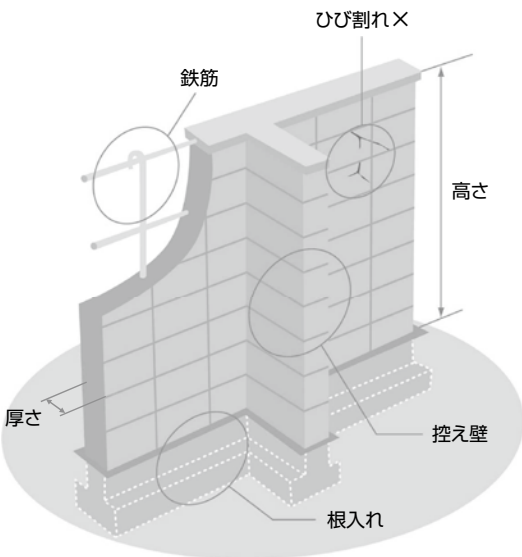


ブロック塀を点検しましょう

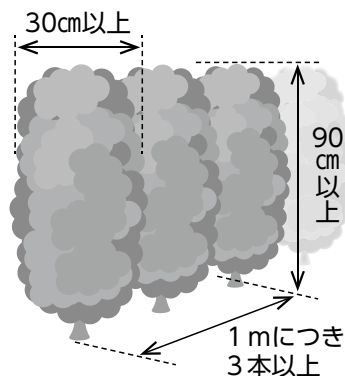
ブロック塀等の維持管理は、所有者・管理者の責任です。日頃から点検を行いましょう。次の項目に一つでも不適合があれば、早期に改善する必要があります。建築士等の専門家に相談しましょう。

※ブロック塀以外の組積造の塀（石造・レンガ造り等）には、別の基準があります。

- ブロック塀のチェック項目**
- 塀の高さは、地盤から2.2m以下か
 - 塀の厚さは、10cm以上か（塀の高さが2m超2.2m以下の場合は15cm以上）
 - 控え壁はあるか（塀の高さが1.2m超の場合、塀の長さ3.4m以下ごとに）
 - コンクリート基礎があるか
 - 塀に傾き、ひび割れはないか
 - 塀に直径9mm以上の鉄筋が基準どおりに入っているか
 - 基礎の根入れの深さは、30cm以上あるか



安全への心がけ



要件
いけがき設置にあたる奨励制度の要件は、次のとおりです。

・町内に住宅用地を所有し管理している方。（法人を除く）
・道路等に接する部分の総延長が5m以上（地区により2m）
・樹木の高さがおおむね90cm以上、植栽本数が1mにつき3本以上で樹木帯が30cm以上

交付額
いけがきの延長1mにつき2千円または2千5百円で上限4万円

注意
事前申請が必要、5年以内にこの交付を受けている方は、対象外になります。また、申請件数が予算額を上回ると年度途中で受付は終了となります。

平成30年7月豪雨災害 義援金

町では、義援金の募金箱を役場本庁舎、国府支所、保健センター等の公共施設に設置し、義援金を受付けています。

問 福祉課 ☎ 内線303

問 消防署 ☎ (61)0911

問 都市計画課 ☎ 内線242